

## 資料

# 国連世界人口会議報告

—混乱から妥協、そして認識へ—

黒田俊夫

### はしがき：人類生存のための会議

東欧でただ1つのラテン系民族国家であるルーマニアの古都ブカレストで、人類史上注目すべき大會議が開催された。それは、人類史上いまだかつて経験されたことのない世界人口の爆発的増加とその将来を、地球の扶養力との関係からその生存の可能性についての挑戦のための“国連世界人口会議”である。それは、したがって、世界の137ヶ国の政府代表による政治会議であり、専門家による学会的会議でないという特徴をもっていた。

わが国も斎藤厚生大臣を首席代表とする30名を超える大代表団をブカレストに送りこんだ。地元ルーマニアを除くと、日本の代表団はアメリカに次いで世界第2の規模をもった大きなものであり、人口問題に対する日本政府の深い関心を端的にあらわしているといえよう。

この世界人口会議は、1974年8月19日から30日まで開催されたが、ほぼこの時期と平行して行なわれた“国際青年人口会議”や市民の広場ともいべき“人口トリビューン”等に参加した人々をふくめると約3,500人に達したといわれている。

会議は、総会、3つの委員会、世界人口行動計画に関する作業部会と資格審査委員会とで構成され、ほぼ同時平行的に開催された。実質的議題は、次の5つである。

1. Recent population trends and future prospects
2. Population change and economic and social development
3. Population, resources and the environment
4. Population and family
5. World Population Plan of Action

3つの委員会のうち、第1委員会は2の議題を、第2委員会は3の議題を、第3委員会は4の議題を担当した。わが国の代表団も、総会、委員会、作業部会のそれぞれの担当者をあらかじめ決定していた。筆者は、国連人口委員会において終始世界人口行動計画案の審議に参加してきた関係もあり、作業部会の担当を命ぜられた。

この会議では、21の決議、4つの勧告と世界人口行動計画(109のパラグラフから構成されている)を採択した。しかし、この会議の最大の焦点は、世界人口行動計画案の審議にあった。第1から第3までの委員会の担当した議題は後にものべるように、人口行動計画案の基礎となるもので、それらはすでに国連が国際的大シンポジウムを開催してその結果を公表しており、かつ行動計画案に十分とりいれられている。したがって、各国代表の関心は、作業部会における世界人口行動計画案の審議に集

中し、終始難航した。審議が夜半に及んだばかりでなく、土曜、日曜を返上して審議が行なわれたのはこの作業部会である。以上のような理由から、ここではこの世界人口行動計画の審議を中心にのべることとする。

### 1. 世界人口行動計画草案の作製過程

国連人口委員会（現在27ヶ国の代表で構成されている国連の人口委員会であって、日本は国連加盟以来アジア地域から選出されて今日に至っている）が本格的に世界人口行動計画の審議にはいったのは1973年の第17回国会期（10月29日から11月9日）からである。しかし、実際にはそれ以前から活動を開始している。1971年の第16回国会期においては、この世界人口会議ならびにその中の世界人口行動計画草案の重要性にかんがみて通常の人口委員会会期（1年おきに開催）の外に3回の特別会期を開催することを決定している。これは極めて異例的なことである。また、人口問題についての地球規模的な理解と人口政策が論議されたという意味においてこの第16回国員会は特に注目される。また、1972年5月の国連の経済社会理事会は、この国連人口委員会を世界人口会議についての国際的な政府間準備機関とすることを決定した。

このようにして、1972年8月に第1回特別会期、1973年3月に第2回特別会期、同年10月末から11月9日までの定例の第17回国会期、1974年3月の第3回特別会期というようにほぼ半年間隔で人口委員会は開催されてきた。

他方、世界人口会議を専門的に担当する事務総長としてメキシコの大蔵大臣、外務大臣を歴任したアントニオ・カリロ・フローレス氏が1972年10月に任命され、世界人口会議事務総長事務所が国連本部内に設置された。

世界人口行動計画を作製するためにはいろいろな基本的問題が検討されなければならない。そこで、この計画の基礎となるべき次の4個の問題についてのシンポジウムが専門家や政治、行政家を集めて開催された。第1は人口と開発（1973年6月、カイロ）、第2は人口再生産と家族（同年8月、ハワイ）、第3は人口、資源、環境（同年9～10月、ストックホルム）、第4は人口と人権（1974年1月、アムステルダム）である。このような人口にかかわりある重要な問題の討議の結果を考慮して行動計画を作成しなければならない。

そこで、人口委員会は1973年3月の第2回特別会期において、事務局に対し同年秋開催される第17回国員会に、その時までに終了したシンポジウムを基礎にして世界人口行動計画第1次草案を作製して提出するよう要請した。このようにして、第1次草案は同委員会に提出され、いよいよ本格的に審議が開始された。そして、この第17回国員会での審議結果や同年9月開催の人口、資源、環境シンポジウム、翌年1月開催の人口と人権シンポジウムならびに各国政府から提出される意見等を考慮して、第2次修正草案が1974年3月の最終第3回特別会期に提出され、審議された。これで、人口委員会の世界人口行動計画第2次草案の審議が終了し、その後国連事務総長はこの最終特別会期の審議結果を基礎として最終（第3次）草案を起草し、これが8月のブカレスト会議に提出された。また、この最終草案は世界の各地域経済委員会の政府間協議会にも提出され検討された。たとえばエカフェ地域では5月バンコックにおいて域内および域外の加盟国政府代表が集まってこの最終草案を検討し、その報告書が国連事務総長に送付された。これら各地域協議会での意見をまとめた報告書は、世界人口行動計画最終草案を修正するためのものではなく、参考附属文書であった。

世界人口行動計画最終草案については後にのべるが、人口委員会での審議において特に問題になつた点についてふれておこう。それは、第1次草案において明記されていた静止人口についての勧告が

第2次草案以降削除されてしまったことである。第1次草案において、資源消費量が開発途上国に比較して著しく多い先進諸国においては特に静止人口にできるだけ早く到達するような政策をとるべきである。という勧告があった。これは、もちろん議論の多い問題であるが一部の先進諸国の強い反対によって草案から削除された。しかし、後にものべるようにエカフェ地域協議会では、先進国のみならず開発途上国においても 静止人口に進むことが望ましいという強い意見が報告書にとりいれられた。また、ブカレスト会議においては、静止人口という言葉こそ使用されなかったが、このような精神をとり入れた新しい修正案が採択されたことに注目しなければならない。

なお、世界人口行動計画の審議過程においては世界人口行動計画諮問委員会という少数の専門家による組織が、ほぼ人口委員会の活動と前後しながら会議を開催して、国連事務総長に意見具申を行ってきたことを附記しておこう。

## 2. 世界人口行動計画最終草案について

この草案は4章から構成されており、その内容は93項、22頁に及んでいる。第1章は計画の背景、第2章は計画の原則と目的、第3章は行動のための勧告、第4章は実施のための勧告となっている。第1章は前文であって12の項からなっている。第2章は行動計画の原則をのべた13項と行動計画の一般的な目標を示した14項で構成されている。この第2章で指摘している重要な点は、社会経済開発と人口政策との関係をあきらかにしていることである。社会経済開発の主目的は、すべての人口の生活水準と生活の質を向上させることであって、人口政策の目標と政策手段もまたこの究局の目的に貢献すべきであるとして、人口政策の性格をあきらかにしている(13(a))。また、人口政策は、社会経済開発政策の構成要素であって、これを代替するものではないこと、人口政策は社会経済的目標に奉仕するものではあるが、個人の自由や正義、国、地域および少数グループの生存にかかる権利と矛盾するものであってはならない(13(b))、と規定している。

本草案の中心部分を占めているのは、いうまでもなく第3章の行動計画のための勧告である。草案全体の93項の中で66項がこの第3章に属していることからも、以上の点が理解されよう。この第3章は人口目標と政策(A)と、知識と政策の促進(B)の2個の部分に分かれているが前者がまた中心部分であることもよく理解されよう。第3章66項のうち、前者が42項、後者が24項となっており、前者が圧倒的に多い。

人口の目標と政策は次の6個の柱から構成されている。(1)人口増加、(2)疾病と死亡、(3)人口再生産と家族形成、(4)人口分布と国内移動、(5)移民(国際人口移動)、(6)人口構造—特に男女別・年齢別—。人口行動計画草案のもっとも中心的部分であるこれらについて若干説明を加えておこう。

### (1) 人口増加

人口増加に対してどう対処していくかは世界人口会議開催の中心課題であるだけに、後にものべるようにブカレスト会議における議論の焦点はこの点にあった。ここではまず世界各国政府の人口目標を基礎として、開発途上国の人口増加率が現在の年2.4パーセントが1985年には約2.0パーセントに、先進国のが0.9パーセント以下の現在の水準がほぼ維持され、その結果として世界人口は2.0パーセントから1.7パーセントに低下すると推計し、これが行動計画再検討、評価に際し基準として使用すべきことが提案されている。次いで、重要な勧告がなされている。それは人口増加率が国民福祉の増進を阻害していると考えている国は、人口増加の量的目標を設定し、この目標を実現するための政策の策定、実行を勧告していることである(第16項)。さらに、この草案では、人口増加率をある程度維持しようとする国は、出生率と死亡率を低水準でバランスさせる方向をとることと、人口増加率

を高めたいと考えている国は、死亡率の一層の低下や移民受け入れの促進の方法によるべきであると勧告している。人口政策は個々の国の主権によって決定されるものであるから、草案は注意深くこの点を考慮して書かれている。

### (2) 疾病と死亡

疾病と死亡についてはまず問題はない。最大限に疾病率や死亡率を低下させることはすべての人間社会の重要な基本的目標であるからである。ここでは具体的目標として、2000年における世界人口の平均寿命を約74歳にすること、そのためにはラテン・アメリカでは11歳、アジアでは17歳、アフリカでは28歳の平均寿命の延長をはかることが必要であるとしている。また、1985年までにいざれの国でも平均寿命が少なくとも50歳を超えることや乳児死亡率が120以下（出生千に対し）になることが目標とされている。疾病率、死亡率の国際間格差や国内地域間、社会階層間の格差の縮少や疾病率・死亡率低下を目標とする健康・栄養改善計画を総合開発戦略の一環として取り入れることの必要性が勧告されている。

### (3) 人口再生産と家族形成

主として家族計画に関する勧告がなされている。その中でもっとも重要なものは次の諸点である。第1は、家族計画における人権である。それは、夫婦が、人口問題に関する国の全体的目標と関係なく、子供の数と出生間隔を、自由に、十分な情報にもとづき、かつ責任ある態度で決定する権利をもっていることを尊重しなければならないということである(27(a))。第2は、家族計画の情報と手段の供給についての国の責任である。それは次のように述べている。家族計画についての必要な情報と教育、および各國の文化的価値観と矛盾しない形で効果的に家族計画を実施する手段を、国連第2次開発10年代の終りまでに、おそらくとも1985年までにこれを希望するすべての人が利用できるようにしなければならない(27(b))。ここでは、家族計画の分野におけるこのような活動を、1970年代の終りまでに、あるいはおそらくとも1985年といった時間的制限を設けてその達成を要請しており、極めて積極的な態度が示されている。さらに、いくつか注目すべき勧告がなされている。

第3点は家族手当、出産手当といった出生力と関係のありうる社会福祉計画に関するものである。このような福祉計画は、通常、出生力を増進する効果をもっているが、たとえ出生力低下を目標としているばあいでもこのような福祉計画は縮減すべきではないと勧告している(33項)。社会福祉計画はそれ自体意義をもっているものであるから出生力政策とは原則的に区別して考慮する必要のあることを指摘したものである。

第4点は開発途上地域における出生力低下のための緊急の努力が必要であるという指摘である(34項)。これは、人口増加の第15項および疾病および死亡の第20項において示された人口増加と死亡率の目標を1985年までに達成するためには、開発途上地域の普通出生率が人口千人対30となることを意味しているが、現在の水準は38であり、国連推計によれば1985年において、やっと34に低下する。したがって、上述のような人口増加と死亡率の水準を1985年までに達成するためには、開発途上国は特段の努力が必要であるということになる。

第5点は、以上の34項に関連して、出生率の極めて高い国においては、1985年までに出生率を5ないし10低下させるための措置をとることを考慮すべきであると勧告している(35項)。出生率が40であれば10低下させ、35であれば5低下させれば前述の30という水準を達成することができるわけである。

以上においてのてきたような人口増加率や出生率の低下目標の設定と1985年という目標達成年次を明記したことは、後にふれるようにブカレスト会議において議論を白熱化せしめる要因となつた。

#### (4) 人口分布と国内移動

都市への人口の集中的移動は世界的傾向であり、その結果として都市・農村の人口分布のアンバランスが生じていることにかんがみて、各国政府のとるべき政策の方向が勧告されている。

たとえば、人口のより合理的な分布をはかるための計画的地域開発、大都市への圧力を緩和するための中小都市のネットワークの整備、拡充、農村地域における雇用機会の増大と社会サービスの充実などを勧告している。

#### (5) 移 民

開発途上国から先進国への流出労働力人口に対する差別待遇をなくすと共に頭脳流出の阻止のための政策が勧告されている。特に、後者については開発途上国の発展に及ぼす影響を考慮し、これらのすぐれた科学者、技術者の適切な雇用機会を作り出し、その流出の防止と流出頭脳の帰国を促進することが望ましい。さらに、注目すべき点は、開発途上国に対する先進国側からの投資による現地労働力の雇用増大、技術的知識の大規模な導入計画、そしてまた技能労働者、技術者、専門家の派遣による援助等が勧告されていることである。

#### (6) 人口構造（特に男女別・年齢別構造）

開発途上国人口の年齢構造は子供人口の比重が非常に大きいという特徴をもっているが、これは高い出生率と深い関係があり、これは社会経済開発計画上考慮されなければならない点である。人口の男女別・年齢別構造は、開発途上国のみならず、老人人口比率の高い先進国においても開発政策の策定にあたって十分に考慮されなければならない。

以上 6 個の柱についての目標、政策についての勧告案について述べたが、Bにおいてはこれらの人団諸目標の達成のために必要な事項についての勧告を行っている。そこでは、1. データの収集と分析、2. 研究、3. 訓練、教育と情報、4. 開発と人口政策の評価の問題が取扱われている。

最後に、第 4 章においては人口行動計画実施にあたっての問題点について勧告を行っている。ここでは、1. 各国政府の役割、2. 國際協力の役割、3. モニタリング、再検討および評価の 3 点について述べている。

1 の各国政府の役割において強調されていることは、この人口行動計画の成否は、各国政府のとる行動に依存するところが大きいこと、いいかえれば国が開発計画を進めていくばあいの主たる負担は、将来とも当該国自体が負うべきものであるということである。第 2 点は、人口問題の分野においてある国家が行動を起すか起さないかによって、その影響が他の国々に及ぶことがあるという指摘である。いいかえれば、自國の人口問題のために他の国が影響を受けることがあるという意味で、このような人口問題の国際的関連性に注意を喚起していることは注目すべきであろう。

2 は行動計画の目標達成のために支援的役割を演ずる国際協力の必要性が強調されている。国連関係機関、先進諸国の援助、協力の強化や類似の人口問題をもっている国々の間での共同の行動計画の検討などが勧告されている。

3 では、人口の動向と政策についてモニタリングシステム（これらの点についての情報を絶えずとらえるためのシステム）の確立や行動計画の目標達成への進展過程についての再検討と評価を国連人口委員会や経済社会理事会が行うことを要請している。

### 3. エカフェ地域協議会の世界人口行動計画草案の検討

国連人口委員会で検討され、国連事務総長が作製した上述の第 3 次最終草案に対するエカフェ地域各政府代表による協議が 1974 年 5 月パリのエカフェ本部において開催された。域内からは日本

をふくめて18ヶ国、域外からはフランス、オランダ、アメリカの準加盟国が参加した。この会議の目的は、上述の世界人口行動計画最終草案に対するアジア地域の立場をあきらかにすることにあった。

アジア地域は、家族計画の分野においては20年に及ぶ経験をもっており、今日この地域の98パーセントの人口は、家族計画普及運動が組織的に行われている国に住んでいる。この協議会では、以上のような地域的見地を草案に反映すべきであると考えられた。この協議会においていくたの提案や勧告が行われたがその中で特に重要なものについてのべておこう。それは、国連人口委員会においても深刻な議論となりながら結局においては最終草案においてもとり入れられなかつた静止人口達成のための勧告である。人口委員会で問題になったのは、先進諸国における静止人口達成の努力についての勧告であつて、開発途上国についてはふれられなかつた。ところが、このエカフェ地域協議会では先進諸国および開発途上国の両者についての静止人口達成が勧告された。このことは、世界人口会議との関連においても特に注目しなければならない重要な意義をもつてゐる。その勧告は次のようなものである。

草案の第35項を削除し次のように修正する。

“極めて高い出生率をもつてゐる国々は、1985年までに出生率を人口千人あたり約10だけ引き下げるために、この行動計画に沿った行動をとるようにすべきである。このような国々は、20年あるいは30年間に、あるいは可能な限り早く、純再生産率1の水準を達成するよう努力すべきである（このような目標を達成しても多くのばあいなお年1パーセント以上の率で人口は増加し、50年ないし60年間にわたって増加を続け、現在の人口の2倍あるいは3倍にもなるであろう）。先進諸国でおおむね純再生産率1を達成していない国は1985年までにこの水準を、そして可能な限り早く準静止人口増加を達成することを目的とすべきである。すべての国民の利益と共通の善の観点から、人口増加率を1985年までに次のような水準あるいはそれ以下に引き下げる目的とすべきである。

世界全体については平均1.7パーセント

開発途上国については平均2.0パーセント

先進国については平均0.6パーセント

以上の世界的目標およびこの世界人口行動計画を支持して行なう国民的目標と手段を準備している加盟国は、世界人口行動計画の附録に記載し、あるいはこのような決定を国連事務総長に報告して附録にふくめてもらうようすべきである”。

いずれにしても、エカフェ協議会報告書に採択された静止人口達成という勧告は画期的なものであり、その国際的意義は極めて重大である。人口の分野において世界の先進地域といわれるアジアにおいて合意のえられたこの発想は、直ちに世界的な理解がえられないとしても、国連を中心として世界各国に及ぼす影響は無視することはできないであろう。

#### 4. ブカレストにおける世界人口行動計画の審議

##### (1) 作業部会における審議の概況

世界人口行動計画草案の審議は作業部会によって行われたが、他の同時平行的に行われた第1から第3までの委員会とは異なり、具体的な行動計画の決定という個々の国の政策に直接かかわる問題であるだけに混乱を極めた。人口についての政策あるいは考え方たは、国や地域によって異なっている。それは、人口事情やその背景になっている経済発展の度合や社会構造やまたイデオロギーの差異があるからである。しかし、人口増加抑制に対する見解という立場でみると賛成反対の2個のグループに分かれる。ラテン・アメリカ、共産圏ならびにアフリカの一部、そして先進国ではフランスが反

対論のグループであり、アジアのすべての国と大部分の先進国は賛成のグループである。しかし、ラテン・アメリカといってもカリブ海の多くの小国では家族計画の効果的な普及によって人口増加抑制に十分な成果をあげており、またアフリカの一部においてもガーナ、ケニヤ等すでに家族計画を国の政策として採用している国は5ヶ国ある。

人口増加抑制に特に強い反対の態度を示したのは、ラテンアメリカのブラジル、アルゼンチン、キューバ、メキシコ等であって、東欧共産圏のチェコスロバキア、ルーマニア等が同調した。中国もまた反対論の開発途上国を支持した。しかし、同じく人口増加抑制に反対であっても、その根拠は同じものではない。人口増加率が年率3パーセントあるいはそれ以上の高率を示しているブラジルその他のラテン・アメリカ諸国では、国土と比較して人口が少なく、未開発地域が残されており、そのためなお多くの労働力人口が必要であるといった理由から人口増加抑制に反対している。しかし、東欧共産圏ではすでに出生率は著しく低下しており、人口増加率も低く、人口減少の可能性に対する不安があること、さらにまた経済発展が問題であって人口増加は問題ではないといった思想的立場が、人口増加抑制反対の根拠となっている。東ドイツではすでに数年来、著しい出生率の低下によって、死亡率を下回るに到り、人口の自然増加率はマイナスとなっている。このように、人口増加抑制に反対であるといっても、その理由は国によって異なっている。

ラテン・アメリカは地域として人口増加抑制に反対する傾向があった。それは、主としてアルゼンチンの強力な人口増加論がぼう大な未開発地域をもつブラジルその他の一部の国によって支持されたものである。反対を強く主張していたメキシコ自体はごく最近家族計画普及による人口増加引下げの政策を公式に決定している。したがってメキシコの反対は、自国の立場からのものではなく、地域的立場からの支援にすぎなかった。このようにして、最終的には人口増加抑制についてのアジアの修正案に対し、メキシコがラテン・アメリカ的立場から脱却して賛成の態度を示すに至ったことも理解することができよう。

作業部会が直面した最初の大事業は、93項から構成されている世界人口行動計画草案に対し300を超える修正案が提出され、これをどうまとめるかということであった。このぼう大な修正案を1つづつ審議することになると会期間にとりまとめることは到底不可能であるからである。この修正案をごく少数のものに圧縮するために、非公式の4つの部会が編成され、各国代表はそれぞれに分かれ参加した。

作業部会の議論の最大の焦点は、人口増加抑制についての量的目標の設定やその達成についての期限の設定にあった。このような点に関係のある項目は、ラテン・アメリカ勢によって一時は削除されたが、さらにアジア諸国修正案によって、表現をかえながら実質的には復活するといった劇的な場面があった。

## (2) 重要な修正項目

特に重要な修正ないし追加項目についてのべておこう。すでにのべてきたように、人口増加抑制が最大の課題であるが、この点については草案の第34、35項がふれているが、これは新しく第36項および37項として採択された。それは次の如くである。

### 第36項

将来の人口増加率低下についての第16項の推計および平均寿命の伸びについての第22項の推計は、1985年までに開発途上国における出生率が現在の約人口千対38から30に低下することを意味する。この推計では、先進国における出生率は千対15の水準が維持される。これらの出生率水準を1985年までに達成するためには、関係諸国が社会経済開発および人口政策の分野で、かつ要請によ

って行われるべき国際的援助と共に、大幅な努力を重ねることが必要となろう。また、このような努力は、平均寿命の延長を達成するばかりにも必要となろう。

### 第37項

この行動計画の諸原則に照らし、出生率が自国の目的に合致しないと考える国は、量的目標を設定し、1985年までにこれを達成するような政策を実施することを考慮すべきである。ただし、このような量的目標を採択するか否かは各主権によって決定されるものであって、本項はこれになんら干渉しようとするものではない。

特に、第37項はアジア諸国が全力を傾けてその採択に努力したものであって、特に重要な意義をもっている。これはアジア諸国の最低限の要求であって満足すべきものではないが、量的目標の設定ということ、そのための人口政策の実行と1985年までに達成、を織り込むことができたことは、アジアにとってのみならず、国連にとっても会議の成果として満足すべきものであった。

次に重要な修正は家族計画に関するものである。草案第27項(b)は第29項(b)として次のように修正された。

### 草案第27項(b)

家族計画についての必要な情報と教育および各国の文化的価値感と矛盾しない形で効果的に家族計画を実施する手段を、国連第2次開発10年代の終りまでに、おそらくとも1985年までにこれを希望するすべての人々が利用できるようにする。

これは次の如く修正された。

### 第29項(b)

責任ある親となるための必要な教育を推進し、希望する者にそのための助言と手段を供与する。

この修正は、草案に比較すると著しく後退している。特に、家族計画手段の普及を1970年代の終りまでに、あるいは少なくとも1985年までに達成するという重要な期限つき勧告が脱落してしまっている。

次に注目すべきものは、第3章の行動のための勧告のAの1の人口増加において新しく追加された第19項である。これは次の如くである。

### 第19項

先進国は、世界の資源の1人あたり消費が開発途上国よりも先進国においてはるかに多いということを認識し、国際的平等の根本的改善の必要性を念頭において、人口、消費および投資について適切な政策を採用すべきである。

この新しい第19項は、先進諸国における人口増加を資源消費の観点から警告したものとして重要な意義をもっている。

最後にふれておかなければならないのは、第2章の計画の原則と目標の第13項(a)が修正されていることである。人口目標と人口政策の究極目的が社会経済開発と同じく、すべての人々の生活水準と生活の質を向上させるという点については本質的には変わっていないが、次のような内容が追加されていることが注目される。それは、“世界のあらゆる事物の中でもっとも貴いものは人間である。人間が自身と環境を制御する知識と能力は伸び続けるであろう。人類の未来は無限に明るい”となっている。科学、技術の進歩を基調とする楽観論が強調され過ぎており、草案の基礎となっている危機的意識との間に断層が感じられる。この会議が政治的会議である以上妥協を要する項目もあることはさけがたく、行動計画全体が矛盾のない体系的なものとなることは困難である。

### (3) 今後の課題

この国連の世界人口会議の成果についてはいろいろな批判がある。しかし、次の諸点において世界人口会議は成功であったと判断してよいであろう。

第1点は、世界中の政府代表が集まって人口の分野における行動計画を審議したという事実である。この会議が、個々の国の段階での人口問題、そしてまた人類全体としての人口問題とその対策の緊急性を理解する重大な契機となったことはたしかである。

第2は、アジア諸国の代表の統一した見解が最終的には採択されたということである。家族計画を中心とする人口増加抑制は、アジアのすべての国の政策となっている。世界人口の57パーセントを占め、また世界の開発途上国人口の80パーセントを占めているアジアにおける深刻な人口問題とこれに対する真剣な解決への努力が行われている事実は、なおこのような認識なり政策を確立するに至っていないラテン・アメリカやアフリカの多くの国々に対し反省の機会となったことも否定することはできないであろう。

第3は、この世界人口会議における世界人口行動計画の採択を通じて新しく前進する基地が確立され、国連は地球規模的な人口問題アプローチを推進することができるようになったことである。

第4は、日本の役割、特にアジアにおける協力問題がこの会議を通じて切実に痛感されるようになったことである。人口についての考え方た、政策の方向においてアジア諸国と同一基調にある日本は、アジア諸国の修正案に対し全面的に協力してきた。それだけに、経済的にも人口の分野においても唯一の先進国としての日本のアジア諸国の人団問題解決への努力に対して全面的な協力、援助が要請されるであろう。

1970年代後半の課題は、1974年世界人口会議を跳躍台として、人口問題についての認識の浸透と政策の地球規模的展開を推進することである。そして、同時に、このような課題に対応することのできる新しい研究の拡充と研究体制の確立が急がれなければならない。